



山形県公報

令和6年9月6日(金)
第535号
~~~~~  
毎週火・金曜日発行

## 目次

### 告 示

- 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による指定障害福祉サービス事業者の指定に係る事業の廃止……………(最上総合支庁地域健康福祉課) ……929
- 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による指定障害福祉サービス事業者の指定……………(庄内総合支庁地域保健福祉課) ……930
- 公共測量の実施の通知……………(農村計画課) ……同
- 同……………(同) ……同
- 公共測量の終了の通知……………(同) ……同
- 土地改良区の定款変更の認可……………(村山総合支庁農村計画課) ……931
- 道路の位置の指定……………(村山総合支庁建築課) ……同
- 開発行為に関する工事の完了……………(同) ……同
- 県証紙売りさばき人の指定……………(会計局) ……同
- 県証紙売りさばき所の変更……………(同) ……932
- 山形県指定金融機関等県公金取扱規程の一部を改正する規程……………(同) ……同

### 教育委員会関係

#### 告 示

- 山形県教育委員会9月定例会の招集……………934

### 企業局関係

#### 告 示

- 昭和54年3月県企業告示第1号(県公営企業に係る出納取扱金融機関及び収納取扱金融機関の指定)の一部改正……………同

## 告 示

### 山形県告示第631号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号)第46条第2項の規定により、指定障害福祉サービス事業者から次のとおり事業を廃止する旨の届出があった。

令和6年9月6日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

| 指定障害福祉サービス事業者の名称及び主たる事務所の所在地        | 事業所の名称及び所在地                    | 障害福祉サービスの種類 | 廃止年月日       |
|-------------------------------------|--------------------------------|-------------|-------------|
| 社会福祉法人新庄市社会福祉協議会<br>新庄市五日町字宮内240番地2 | もみの木訪問介護事業所<br>新庄市五日町字宮内240番地2 | 行 動 援 護     | 令和 6. 9. 30 |

**山形県告示第632号**

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第29条第1項の規定により、指定障害福祉サービス事業者を次のとおり指定した。

令和6年9月6日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

| 指定障害福祉サービス事業者の名称及び主たる事務所の所在地    | 事業所の名称及び所在地                          | 障害福祉サービスの種類 | 指定年月日   |
|---------------------------------|--------------------------------------|-------------|---------|
| イデアルファール株式会社<br>酒田市東町一丁目15番地の25 | 障がい者グループホームあらた（短期入所）<br>酒田市南千日町7番17号 | 短期入所        | 令和6.9.1 |

**山形県告示第633号**

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定により、山形県知事から次のとおり公共測量を実施する旨の通知があった。

令和6年9月6日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 公共測量を実施する地域  
長井市成田地内
- 2 公共測量を実施する期間  
令和6年9月1日から同年10月31日まで
- 3 作業の種類  
公共測量（基準点測量）

**山形県告示第634号**

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定により、白川土地改良区理事長から次のとおり公共測量を実施する旨の通知があった。

令和6年9月6日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 公共測量を実施する地域  
西置賜郡飯豊町大字小白川地内
- 2 公共測量を実施する期間  
令和6年9月9日から令和7年2月17日まで
- 3 作業の種類  
公共測量（空中写真測量）

**山形県告示第635号**

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第2項の規定により、山形県知事から次のとおり公共測量を終了した旨の通知があった。

令和6年9月6日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 公共測量を実施した地域  
新庄市大字萩野地内
- 2 公共測量を実施した期間  
令和5年11月27日から令和6年7月31日まで
- 3 作業の種類  
公共測量（基準点測量）

**山形県告示第636号**

土地改良法（昭和24年法律第195号）第30条第2項の規定により、土地改良区の定款の変更を次のとおり認可した。

令和6年9月6日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 土地改良区の名称  
寒河江川土地改良区
- 2 事務所の所在地  
寒河江市字中河原222番地の2
- 3 認可年月日  
令和6年8月29日

**山形県告示第637号**

建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第1項第5号の規定により、道路の位置を次のとおり指定した。  
なお、関係図面は、村山総合支庁建設部建築課及び東根市役所において縦覧に供する。

令和6年9月6日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 指定の番号 私有道村総建第228号
- 2 指定の場所 東根市大林二丁目2-18の一部、2-45の一部
- 3 道路の現況 幅員 6.00メートル  
延長 19.34メートル
- 4 指定年月日 令和6年8月28日

**山形県告示第638号**

次の開発行為は、完了した。

令和6年9月6日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 許可番号 令和6年6月6日 指令村総建第144号
- 2 開発区域に含まれる地域の名称  
西村山郡大江町大字藤田原217番1、218番1、218番5、237番4、239番1、242番、243番、246番3、247番、248番3、251番1、251番5、255番2、256番、257番、258番、259番、260番7、260番10、260番11、283番2、284番4、285番2、289番、289番1、289番2、290番、370番21、370番73、370番87、370番88、712番2、713番3、727番6、727番28、727番37
- 3 開発許可を受けた者の住所及び名称  
西村山郡大江町大字左沢882番地1 大江町

**山形県告示第639号**

山形県証紙条例（昭和39年3月県条例第40号）第6条第1項の規定により、証紙の売りさばき人を次のとおり指定した。

令和6年9月6日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

| 名称及び代表者氏名                   | 所在地                      | 売りさばき所の所在地 | 指定年月日       | 売りさばき開始年月日  |
|-----------------------------|--------------------------|------------|-------------|-------------|
| 地方職員共済組合山形県支部<br>支部長 吉村 美栄子 | 山形市松波二丁目8番1号（山形県庁総務厚生課内） | 同左         | 令和 6. 8. 29 | 令和 6. 10. 1 |

**山形県告示第640号**

山形県証紙条例施行規則（昭和39年4月県規則第34号）第15条第1項の規定により、証紙の売りさばき所の変更を次のとおり承認した。

令和6年9月6日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

| 売りさばき人の名称<br>及び代表者氏名       | 売りさばき所の所在地       |       | 承認年月日      |
|----------------------------|------------------|-------|------------|
|                            | 変 更 前            | 変 更 後 |            |
| 株式会社荘内銀行<br>取締役頭取<br>松田 正彦 | 新庄市栄町6番1号        | 同 左   | 令和 6. 6.28 |
|                            | 最上郡最上町大字向町605番5  | 同 左   |            |
|                            | 最上郡金山町大字金山407番地  |       |            |
|                            | 鶴岡市本町一丁目9番7号     | 同 左   |            |
|                            | 酒田市本町一丁目2番52号    | 同 左   |            |
|                            | 飽海郡遊佐町遊佐字京田103番地 | 同 左   |            |

**山形県告示第641号**

山形県指定金融機関等県公金取扱規程の一部を改正する規程を次のように定める。

令和6年9月6日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

**山形県指定金融機関等県公金取扱規程の一部を改正する規程**

山形県指定金融機関等県公金取扱規程（昭和39年8月県告示第703号）の一部を次のように改正する。

別表第3中

|   |        |                 |   |
|---|--------|-----------------|---|
| 〃 | 金山支店   | 最上郡金山町大字金山407番地 | を |
| 〃 | もがみ町支店 | 〃 最上町大字向町605番地5 |   |

〃

|        |                  |       |
|--------|------------------|-------|
| もがみ町支店 | 最上郡最上町大字向町605番地5 | に改める。 |
|--------|------------------|-------|

別表第4中

|   |        |                |   |   |   |
|---|--------|----------------|---|---|---|
| 〃 | 余目支店   | 〃 庄内町余目字町17番の1 | 〃 | 〃 | を |
| 〃 | 東部酒田支店 | 酒田市飛鳥字契約場30番地  | 〃 | 〃 |   |

〃

|      |                |   |   |    |
|------|----------------|---|---|----|
| 余目支店 | 〃 庄内町余目字町17番の1 | 〃 | 〃 | に、 |
|------|----------------|---|---|----|

|       |                 |   |
|-------|-----------------|---|
| 秋田支店  | 〃               | 〃 |
| 観音寺支店 | 〃 ゆたか一丁目15番地の16 | 〃 |
| 平田支店  | 〃 飛鳥字契約場30番地    | 〃 |

を

|        |                 |   |
|--------|-----------------|---|
| 東部酒田支店 | 〃               | 〃 |
| 平田支店   | 〃               | 〃 |
| 秋田支店   | 〃               | 〃 |
| 観音寺支店  | 〃 ゆたか一丁目15番地の16 | 〃 |

に、

|       |   |   |
|-------|---|---|
| 真室川支店 | 〃 | 〃 |
|-------|---|---|

を

|       |   |   |
|-------|---|---|
| 真室川支店 | 〃 | 〃 |
| 金山支店  | 〃 | 〃 |

に改める。

別表第5及び別表第6中

|                   |
|-------------------|
| 株式会社 金山支店<br>荘内銀行 |
|-------------------|

を

|                   |
|-------------------|
| 株式会社 新庄支店<br>荘内銀行 |
|-------------------|

に改める。

**附 則**

この規程は、公布の日から施行する。ただし、別表第3の改正規定、別表第4の改正規定中

|       |   |   |
|-------|---|---|
| 真室川支店 | 〃 | 〃 |
|-------|---|---|

を

|       |   |   |   |
|-------|---|---|---|
| 真室川支店 | 〃 | 〃 | 〃 |
| 金山支店  | 〃 | 〃 | 〃 |

に改める部分並びに別表第5及び

別表第6の改正規定は、令和6年9月9日から施行する。

### 教育委員会関係

#### 告 示

##### 山形県教育委員会告示第12号

山形県教育委員会9月定例会を次のとおり招集した。

令和6年9月6日

山形県教育委員会  
教育長 高 橋 広 樹

- 1 招集の日時 令和6年9月9日（月） 午後2時
- 2 招集の場所 山形市松波二丁目8番1号  
山形県庁舎教育委員室

##### 3 議 題

- (1) 山形県立学校職員の勤務時間及び休暇等に関する条例施行規則等の一部を改正する規則の制定について
- (2) 教育委員会の権限に属する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価について
- (3) 令和6年度山形県教育功労者表彰被表彰者の決定について
- (4) 地方教育行政の組織及び運営に関する法律第29条の規定に基づく意見について

### 企業局関係

#### 告 示

##### 山形県企業告示第3号

昭和54年3月県企業告示第1号（県公営企業に係る出納取扱金融機関及び収納取扱金融機関の指定）の一部を次のように改正し、令和6年9月9日から施行する。

令和6年9月6日

山形県企業管理者 松 澤 勝 志

- 1 出納取扱金融機関の表中 「最上郡金山町大字金山407番地」 を 「新庄市栄町6番1号」 に改

める。